

次期外来医療計画（第8次後期）の策定について

令和8年8月4日

健康福祉局 医療政策課

外来医療計画について

概要

- 外来医療計画とは、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号の規定に基づく、医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を定めたものである。
- 都道府県は、二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域(以下「対象区域」という。)ごとに、協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ協議を行い、その結果を取りまとめ公表。
- 令和元年度中に各都道府県において外来医療計画を策定し、令和2年度から取組を進めている。令和6年度以降は3年毎に外来医療計画を見直すこととしている。

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項 (法第30条の18の4)

① 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況

診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化。外来医師偏在指標や医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータを公表し、新規開業希望者等に情報提供。

② 外来機能報告を踏まえた「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」(紹介受診重点医療機関)*

③ 外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進

病床機能報告対象医療機関等が都道府県に外来医療の実施状況を報告(外来機能報告)し、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議。「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化。

④ 複数の医師が連携して行う診療の推進

⑤ 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用

地域ごとの医療機器の配置状況を可視化し、共同利用を推進。

⑥ その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

* 令和4年4月施行

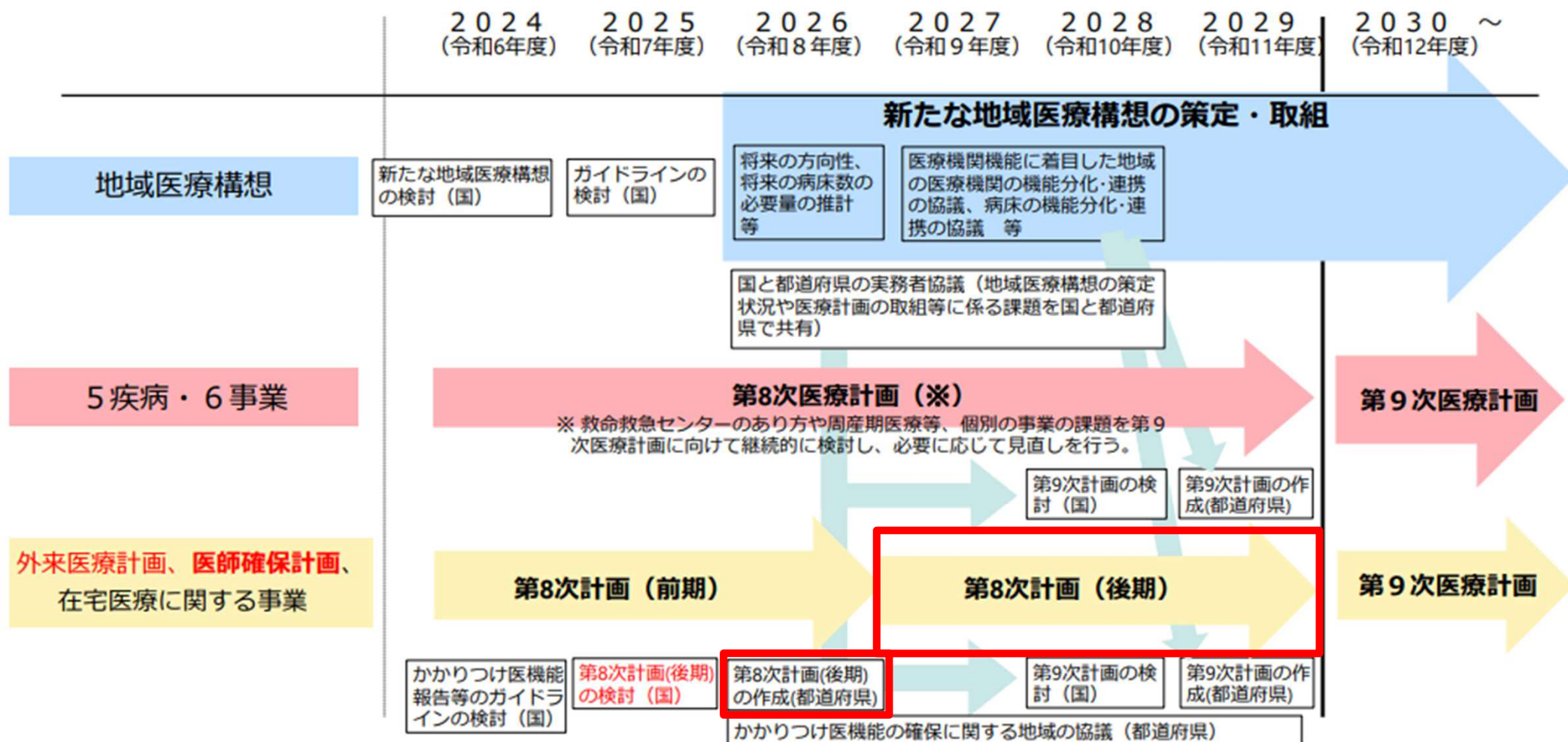
外来医療の協議の場 (外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン)

(区 域) 二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域

(構成員) 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者

(その他) 地域医療構想調整会議を活用することが可能

計画期間について



国ガイドライン（第8次後期）について

外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン（第8次後期）について（案）

令和8年1月16日
第9回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会 資料3

第8次後期ガイドライン 構成

1. はじめに

- 1-1. 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する考え方
- 1-2. 外来医療計画の全体像
- 1-3. ガイドラインの位置づけ

2. 外来医療計画の策定を行う体制等の整備

- 2-1. 都道府県の体制
- 2-2. 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場
- 2-3. 外来医療計画策定のプロセス
- 2-4. 外来医療計画の策定スケジュール

3. 外来医療計画の策定及び実施に必要なデータの収集、分析及び共有

4. 外来医師偏在指標と外来医師多数区域・外来医師過多区域の設定

- 4-1. 区域単位
- 4-2. 外来医師偏在指標
- 4-3. 外来医師多数区域の設定
- 4-4. 外来医師過多区域の設定

5. 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

- 5-1. 外来医師多数区域における取組
 - 5-1-1. 新規開業者等に対する情報提供
 - 5-1-2. 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に求める事項
 - 5-1-3. 現時点で不足している外来医療機能に関する検討
 - 5-1-4. 合意の方法及び実効性の確保
 - 5-1-5. 患者や住民に対する公表
 - 5-1-6. 各医療機関での取組
- 5-2. 外来医師過多区域における取組
 - 5-2-1. 新規開業者等に対する情報提供
 - 5-2-2. 新規開業者の届出の際に求める事項
 - 5-2-3. 現時点で不足している外来医療機能に関する検討
 - 5-2-4. 合意の方法及び実効性の確保
 - 5-2-5. 患者や住民に対する公表
 - 5-2-6. 各医療機関での取組

6. 医療機器の効率的な活用に係る計画

- 6-1. 医療機器の効率的な活用に関する考え方
- 6-2. 協議の場と区域単位
- 6-3. 医療機器の効率的な活用のための検討

7. 外来機能報告

8. 外来医療計画の実行に関するPDCAサイクル

9. 留意点

①計画策定に向けた体制整備
都道府県が、外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場を設け、国から提示する外来医療計画の策定及び実現に必要なと考えられるデータ等を活用し、外来医療計画を策定する。

②外来医師多数区域の設定
外来医師偏在指標を用い、外来医師多数区域及び外来医師過多区域を設定する。

③外来医師多数区域における新規開業者への取組
外来医師多数区域の可視化や地域で不足している医療機能の情報提供を行い、診療所の開設希望者に対して、地域で不足している医療機能の提供を担うことを求める。

④外来医師過多区域における新規開業者への取組
外来医師過多区域の可視化や地域で不足している医療機能の情報提供を行い、診療所の開設希望者に対して、地域で不足している医療機能の提供を担うことを求める。
要請に従わない医療機関への対応として、医療審議会での理由等の説明の求めや勧告・公表等を行う。

⑤医療機器の共同利用
地域の医療機器の配置状況を可視化し、外来医療に係る協議を通じて、医療機器の共同利用を推進し、人口減少に対応した効率的活用と共同利用計画の整備を図る。

国ガイドラインで変更があった主なポイント

項目	内容	本県の対応
外来医師過多区域の設定【新規】	・地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を可視化した外来医師偏在指標を踏まえ、<u>外来医師多数区域のうち、一定数値を超える地域を外来医師過多区域として設定する。</u> ・外来医師過多区域は、国が候補地域を示し、該当都道府県が地域の実情を踏まえ候補地域内で設定する。	<u>該当なし</u> ※本県は外来医師過多区域の該当なし
外来医師過多区域における新規開業者への取組【新規】	・<u>外来医師過多区域における新規開業希望者に対して、医療法に基づき、開設6ヶ月前までに事前届出を求め、地域で不足する医療機能の提供を担うことを要請することができることとなった。</u> ・また、要請に応じなかった医療機関に対して、医療審議会での理由等の説明を求め、状況に応じて勧告・公表、保険医療機関の指定時期の短縮等、新規開業者への対応が強化された。	<u>該当なし</u> ※本県は外来医師過多区域の該当がないため、影響なし
地域外来医療の公表【新規】	・<u>地域において特に必要とされる外来医療に関する事項を、二次医療圏その他知事が適当と認める区域ごとに設ける外来医療の協議の場において、関係者との協議を行い、その結果をとりまとめ公表、周知する。</u>	<u>実施済</u> ※不足する外来医療機能に係る協議と併せて地域医療構想調整会議で実施済
外来医師偏在指標の再計算	・<u>国において、患者流出入に基づく増減を反映させて再計算された。</u>	<u>広島・広島西・呉が外来医師多数区域に該当</u> ※現行計画と同様

国ガイドラインを踏まえた対応方針（案）

国のガイドラインを踏まえ、次期計画策定に向けての基本方針は次のとおりとする。

- （１）計画の目的、基本的な方向性は現行計画を引き継ぐこととする。
- （２）本県は、外来医師過多区域には該当がないため、新規項目の追加は行わない。
- （３）その他、現行計画策定時からの状況変化等を踏まえ、修正の可否を検討する。

【スケジュール（案）】

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健医療計画部会	【第1回】 概要説明		【第2回】 骨子案		【第3回】 素案			【第4回】 改定案
（医療政策課）	「外来医療機能に関するアンケート調査」実施		提供					
地域医療構想 調整会議			外来医療機能に関する意見調整		反映			

圏域の地域医療構想調整会議での意見調整について

- 外来医療に関する現状を把握するため、医療政策課において、市町・各地区医師会に対して、地域ごとの外来医療機能に関するアンケート調査を実施（8月下旬～9月下旬）
- 現計画策定時と同様に、各圏域において、アンケートの集計結果を参考とし、初期救急・在宅医療・公衆衛生（学校医、予防接種、健康診断）などの項目から「不足する外来医療機能」について協議を行っていただく予定。（10月下旬～11月頃見込み）

※前回の
アンケート調査票
(R5年度実施)

外来医療機能に関するアンケート調査票

市町地区医師会名	
担当者	役職
	氏名
電話番号	
メールアドレス	

このアンケート調査は、外来医療計画の策定において、地域ごとの外来医療に係る医療提供体制の現状を把握し、現時点で不足している外来医療機能に関する分析・検討を行うための資料として活用するために実施するものです。

調査について、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

I 初期救急の提供体制について

設問1 貴医師会管内における初期救急医療（休日・夜間）を担う医師は充足していると思われますか。

1	2	3	4	5
全く足りない	やや足りない	不足感はない	過剰である	どちらともいえない ／わからない

《1か2を選択された場合》

そう思われた理由や課題について、該当するものを最大3つ選んでください。

- ☐ 必要な診療科目を担う医師がいない、少ない
- ☐ 医師の高齢化が進んでいる
- ☐ 医師の負担が大きい
- ☐ 手当てが不十分
- ☐ 行政による財政支援がない
- ☐ 医師の協力が得られない
- ☐ その他

()

II 在宅医療の提供体制について

設問3 貴医師会管内における在宅医療を担う医師は充足していると思われますか。

(1) 貴医師会管内における在宅医療（訪問診療、往診）を担う医師は充足していると思われますか。

1	2	3	4	5
全く足りない	やや足りない	不足感はない	過剰である	どちらともいえない ／わからない

《1か2を選択された場合》

そう思われた理由や課題について、該当するものを最大3つ選んでください。

- ☐ 必要な診療科目を担う医師がいない、少ない
- ☐ 医師の高齢化が進んでいる
- ☐ 医師の負担が大きい
- ☐ 医師の協力が得られない
- ☐ その他

()

(2) 貴医師会管内における在宅医療（看取り）を担う医師は充足していると思われますか。

1	2	3	4	5
全く足りない	やや足りない	不足感はない	過剰である	どちらともいえない ／わからない

《1か2を選択された場合》

そう思われた理由や課題について、該当するものを最大3つ選んでください。

- ☐ 必要な診療科目を担う医師がいない、少ない
- ☐ 医師の高齢化が進んでいる
- ☐ 医師の負担が大きい

現行の外来医療計画の主要内容①

1 外来医師偏在指標について

- ・地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能となる指標として設定
- ・厚生労働省が定めた算定式を用いて全国で統一的に算出

2 外来医師多数区域の設定

- ・外来医師偏在指標の値が全二次保健医療圏の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」に設定

【現行計画の外来医師偏在指標・多数区域】

医療圏名	外来医師 偏在指標	全国順位 〔355圏域中〕	多数区域 〔上位33.3%〕	外来標準化 受療率比	診療所外来 患者数割合
全国	112.2	—	—	1.000	75.5%
広島県	123.4	—	—	1.014	78.4%
広島	139.2	19	多数区域	0.973	82.0%
広島西	119.9	63	多数区域	1.042	82.3%
呉	128.1	36	多数区域	1.112	75.0%
広島中央	106.4	126		0.976	77.6%
尾三	106.6	123		1.110	71.0%
福山・府中	100.2	165		1.016	74.1%
備北	102.3	153		1.152	72.6%

現行の外来医療計画の主要内容②

3 地域で不足する外来医療機能

・外来医療の中心的な役割を担っている市郡地区医師会や外来患者に最も身近な基礎自治体である市町に対して実施したアンケート調査の結果や国から示された各種データを元に、各圏域の地域医療構想調整会議における協議結果を踏まえて、二次保健医療圏ごとに「不足する外来医療機能」を設定・公表

【現行計画の不足する外来機能】

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	その他
広島	●	●	●		●	
広島西	●	●	●			
呉	●	●	●			
広島中央	●	●	●			
尾三	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●	●	●	検死
備北	●	●	●		●	へき地の医療

現行の外来医療計画の主な内容③

4 診療所の新規開設に係る手続き（外来医師多数区域）

- ・外来医師多数区域においては、新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に、「地域で不足する外来医療機能」を担うことについての合意の有無及び合意内容に関する申出書の提出を求め、地域医療構想調整会議で確認を行う。
- ・合意がない場合や申出書の提出がない場合、地域医療構想調整会議に報告し、必要に応じて出席を求める。
- ・また、外来医師多数区域以外の区域における新規開業者の手続きについては、地域の実情に応じて外来医師多数区域と同様の対応を求めることができる。

5 新たに医療機器を購入・更新する場合の手続き（全圏域）

- ・新規購入希望者が保健所に許可申請書を提出する際に、医療機器の共同利用を行うことについての有無及び具体的内容に関する「共同利用計画書」の提出を求め、地域医療構想調整会議で確認する。
- ・共同利用を行わない場合や共同利用計画書の提出がない場合は、地域医療構想調整会議に報告し、必要に応じて出席を求める。

6 紹介受診重点医療機関

- ・外来機能報告の結果を踏まえ、「地域の協議の場」において協議を行い、紹介受診重点外来※を地域で基幹的に担う医療機関として明確化された医療機関を「紹介受診重点医療機関」として公表

※紹介受診重点外来とは

- ・医療資源を重点的に活用する入院前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来等）
- ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線療法等）
- ・特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

紹介受診重点医療機関一覧（R8.4.1現在）※県HP掲載

No	医療機関名称	公表日	廃止日	一般病床数 200床以上	備考
1	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院	令和5年8月1日		○	
2	医療法人あかね会土谷総合病院	令和5年8月1日		○	
3	国家公務員共済組合連合会広島記念病院	令和5年8月1日		○	
4	翠清会梶川病院	令和5年8月1日			
5	広島赤十字・原爆病院	令和5年8月1日		○	
6	県立二葉の里病院	令和5年8月1日		○	R7.4.1
7	広島大学病院	令和5年8月1日		○	
8	県立広島病院	令和5年8月1日		○	R7.4.1
9	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立北部医療センター安佐市民病院	令和5年8月1日		○	
10	広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院	令和5年8月1日		○	
11	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	令和6年4月1日		○	
12	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	令和5年8月1日		○	
13	医療法人財団竹政会福山循環器病院	令和5年8月1日			
14	公立学校共済組合中国中央病院	令和5年8月1日		○	
15	福山市民病院	令和5年8月1日		○	
16	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	令和5年8月1日		○	
17	独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院	令和5年9月1日		○	
18	呉市医師会病院	令和5年9月1日			
19	国家公務員共済組合連合会呉共済病院	令和5年9月1日		○	
20	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	令和5年9月1日		○	
21	一般社団法人三原市医師会三原市医師会病院	令和5年9月1日			
22	広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	令和5年9月1日		○	
23	尾道市立市民病院	令和5年9月1日		○	
24	三次地区医療センター	令和5年9月1日			
25	市立三次中央病院	令和6年4月1日		○	
26	荒木脳神経外科病院	令和7年3月1日			

かかりつけ医機能報告制度について

(尾三圏域地域医療構想調整会議)



令和8年8月4日
広島県医療政策課

かかりつけ医機能報告について

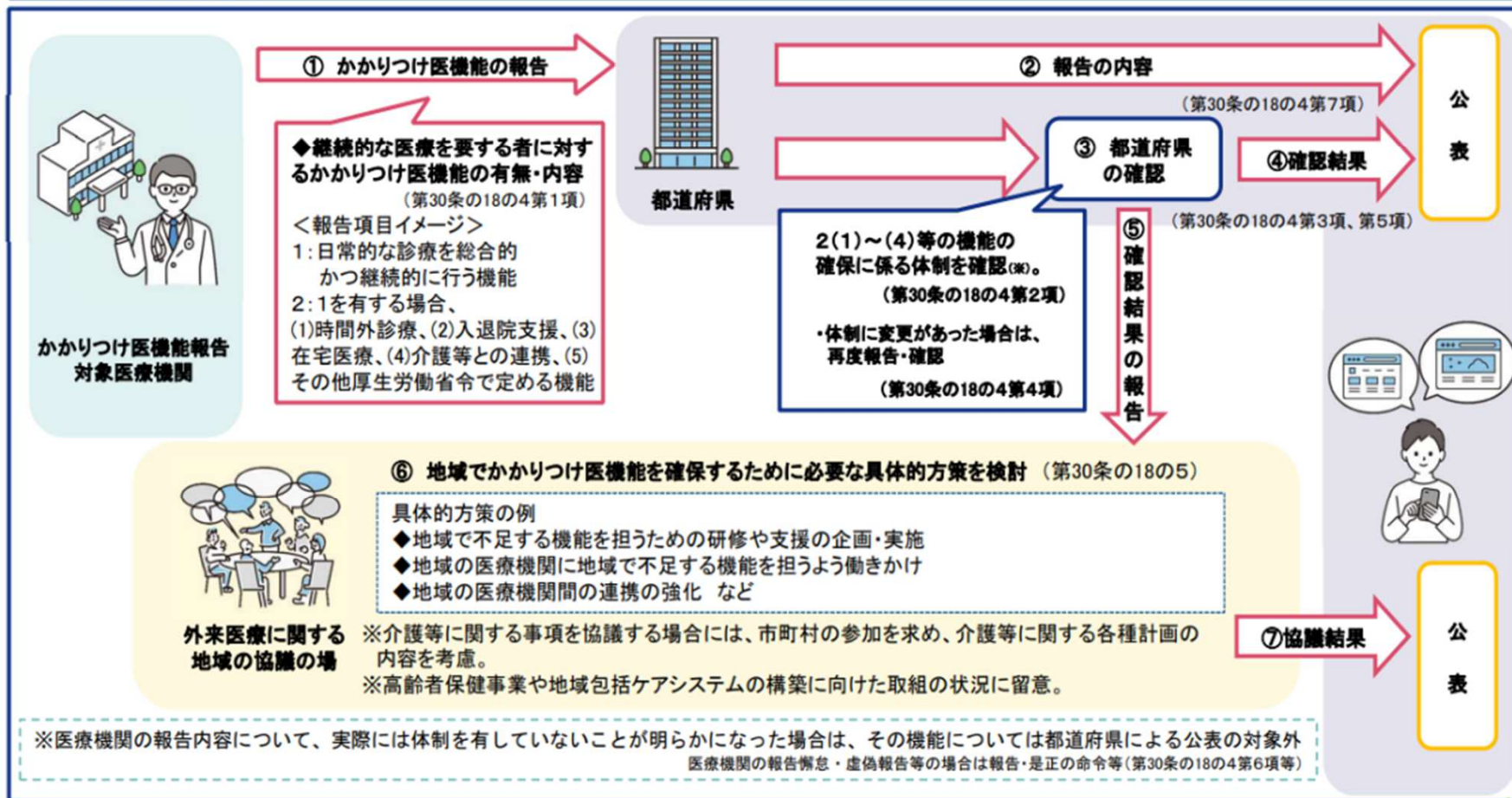


広島県医療政策課

かかりつけ医機能報告制度の概要

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



出典：第102回社会保障審議会医療部会 令和5年9月29日資料

かかりつけ医機能報告制度の報告率向上

多くの医療機関にかかりつけ医機能報告を行ってもらうため、
2回の通知を実施

①

報告開始の令和8年1月に
G-MISのログインID等を
記載したA4圧着文書を送付

②

令和8年2月末時点で
未報告の医療機関に対して
再報告依頼のはがきを送付

①A4压着文書

医療機関の皆様へ
かかりつけ医機能報告制度
が始まります！

④ 患者が「医療機関等制度」とは

医療機関の受診希望が、かかりつけ医療機関に関する情報を知らせに届出し、それを知識が公開された上で届出たものであること（※）とある。

● 対象医療機関

全ての病院・診療所（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）

医療機関の実態等概要

- 1 施設

施設①～③に、かかりつけ医療機関の内容について広域医療に協定を結ぶ。

 - 病院、診療所（特定機能病院を除く）（※ 44 施設）として登録となります。
 - かかりつけ医療機関として登録の要件を満たし、協定を結ぶ必要となります。
- 2 関係団体

一定の役割を担う機関となる医療機関の要件として、届出した一定の役割を担う機関となる必要があります。

 - 医療機関等制度を推進するシステム（※ 45）において、既述の要件の満たす必要があるシステム（※ 46）があります。
- 3 意思表明

おむね4～6 月に1 回程度、広域連合を支援することが義務づけられることと、患者・事業者のみなさまの同意、および、連携の場についてご説明をお願いします。

 - ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱



厚生労働省

新制度

令和7年度
かかりつけ医療機関報告制度・医療機能情報提供制度
に係る定期報告のご案内

通知

かかりつけ医療機関報告制度・医療機能情報提供制度とは

医療機関の管理官が、医療機関に関する情報を統一的に報告し、それらに基づき公表することも義務付けられた制度です。医療従事者の5人に1人が医師（約13.6%）。

かかりつけ医療機関報告制度	医療機能情報提供新制度
全ての医療機関が対象 (医療機関の名称、所在地、診療科目、診療時間、診療科目別診療科目数、診療科目別診療科目数等)	指定した医療機関が対象 (医療機関の名称、所在地、診療科目、診療時間、診療科目別診療科目数、診療科目別診療科目数等)

お問い合わせ先 令和7年度の定期報告をご入力ください。



●入力方法

医療機関等情報支援システム（G-4831-Jーとス）
※医療機関等情報支援システム（G-4831-Jーとス）は、医療機関等情報支援システム（G-4831-Jーとス）の機能の一部です。

●報告受付期間

令和8年1月5日（日）～令和8年2月27日（日）

入力済、必ず 報告 ボタンを押してください。
（報告した後は報告済のボタンが表示されます）



千葉県

〒260-0801 千葉県千葉市中央区新大塚2-6-2

医療機能情報提供システム 医療機関等情報支援システム
医療機能情報提供システム 医療機関等情報支援システム

②再報告依頼のはがき

料金別納
郵便

**令和7年度
かかりつけ医機能報告制度・医療機能情報提供制度
に係る定期報告のご案内**

説明 **かかりつけ医機能報告制度・医療機能情報提供制度とは**

医療機関の管理者が、医療機能に関する情報を知事に報告し、それを知事が公表することを義務付けた制度です
 (医療法第6条の3及び医療法第30条の18の4)。

かかりつけ医機能報告制度	医療機能情報提供制度
全ての病院・診療所 特定医療機関及び 中核医療機関を除く	県内に所在する 全ての医療機関
	対象

まだご報告がお済みでない医療機関におかれましては、
制度へのご協力をお願いします。

● 令和8年3月31日(火)まで報告可能です。
※すでにご報告済みの場合は、本通知と行き違
何卒、ご容赦ください。



〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
イー・アド・エス

かかりつけ医機能報告制度: kakorichousa@pref.hiroshima.jp
医療機能情報提供制度: imuchousa@pref.hiroshima.jp

G-MISによる定

STEP 1 G-MIS にログイン
G-MIS ユーザ名とパ

STEP 2 内容を入力

報告内容入
報告状況が

「医療機能性」

3 広島県HP/医療情報

■報告したにもかかわらず、このはがきが届いた場合、
報告中のままになっている可能性があります。報告を

■G-MISで1号機誌を登録したが、報告が完了できな

「登録」ボタンを押して、入力情報を「入力完了」に
1号機能、2号機能の入力状況がすべて「入力完
報告済となります。

■かかりつけ医機関報告制度の報告項目「院内掲示」

なお、G-MIS報告画面より、院内掲示用の様事が
ださい。

うらま 赤く色づくこと。赤く色づく原因。 例：赤く色づく原因は、日光の当たりにある。

定期報告の流れ

G-MIS ユーザ名とパスワードを入力

050-3333-8230 土日祝日も受付(平日9時~17時)

STEP 2 内容を入力

「医療機能情報提供制度」を入力

●かかりつけ医療機関報告制度の公表：広島県HP ※
●医療機能情報提供制度の公表：医療情報ネット(ナビイ)

Q1 ケンブリッジ英語検定と英検・英検準級はどちらが英検よりも必要ですか
A1 英検準級により、即達用英検事に相当することが認められています。

Q2 英検準級のレベルはどのくらいですか
A2 英検準級のレベルは英検2級のレベルと同等です。

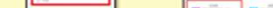
Q3 ササヅクが義務教育を制度、義務教育を義務教育制度の制度にすることをぜひやります。
A3 まはは厚生労働省が「ササヅク」の義務教育を制度に「義務教育を義務教育制度」にすることをぜひやります。
問題が解決しない場合、報告制度に関するお問い合わせはご迷惑をおかけいたします。

ログイン方法

※ログインID等は本を貸し出し時に提供するため、貸出しに提供してください。

① ログインページで②のIDとパスワードを入力後、③のログインボタンをクリック

② IDとパスワードを登録後、検索履歴登録システムへログイン



① 上記のURLをアドレス用に入力後、**URL**欄からゲームを選択しますので、ゲームの本文に記載されているURLをクリック

② **パスワード**を入力しますか? と記載されたら、以下のウェブページに遷移しますので、

図1 元システムと提案システムのログイン画面の比較

左側: 元システムのログイン画面。パスワードを入力する欄と、パスワードを再入力する欄がある。

右側: 提案システムのログイン画面。パスワードを入力する欄と、パスワードを記憶/モザイクするチェックボックスがある。

[illegible]

① 画面に「かかりつけ医療機関報告・医療機関情報提供制度定義（新規）報告入力方法」

The cartoon character is holding a magnifying glass over a laptop screen. The screen displays a table with the following data:

	1990	1995	2000
Change in population	100	100	100
Change in population	100	100	100
Change in population	100	100	100

●報告内容を入力後「報告」をクリック、「OK」をクリック。
●報告内容を入力後「報告」をクリック、「OK」をクリック。




確認が完了したら、確認が完了したことを確認してください。

Figure 1: Examples of the user interface of the system.

広島県の報告状況

5月25日現在

広島県:87.12%(全国平均:79.17%)
報告対象)2,762医療機関 報告済)2,406医療機関

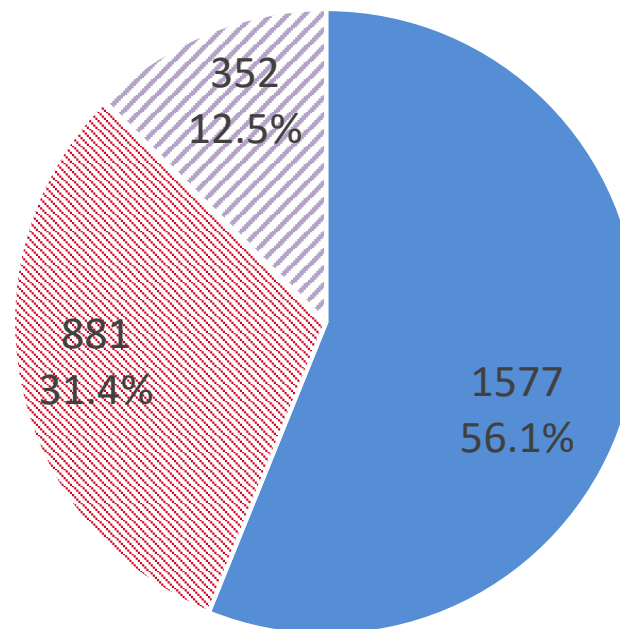
圏域	医療機関全体(6/9抽出データによる)					
	報告対象	A報告済	A報告率	B報告中	C未報告	B+C施設数
広島	1,461	1,297	88.8%	0	164	164
広島西	132	123	93.2%	0	9	9
呉	242	206	85.1%	0	36	36
広島中央	187	168	89.8%	0	19	19
尾三	203	172	84.7%	0	31	31
福山・府中	441	360	81.6%	0	81	81
備北	96	81	84.4%	0	15	15
広島県	2,764	2,409	87.2%	0	355	355

かかりつけ医機能報告（1号機能）の有無

1号機能

日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

1号機能の有無の割合



■ 1号機能あり ▨ 1号機能なし ▩ 未報告・報告中

かかりつけ医機能報告（1号機能）要件別

1号機能の報告事項

- (★)「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無(有無を報告すれば可)
- (★)所定の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること
- 一次診療を行うことができる疾患
- (★)医療に関する患者からの相談に応じることができること

かかりつけ医機能報告（1号機能）要件別

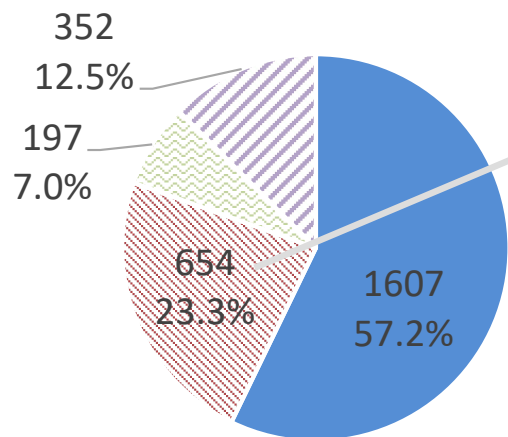
1号機能ありの要件

3つに共通する医療機関は318医療機関（11.3%）
うち、200施設近くはかかりつけ医機能を持たない診療
所等（特養や企業内診療所、美容クリニック等）

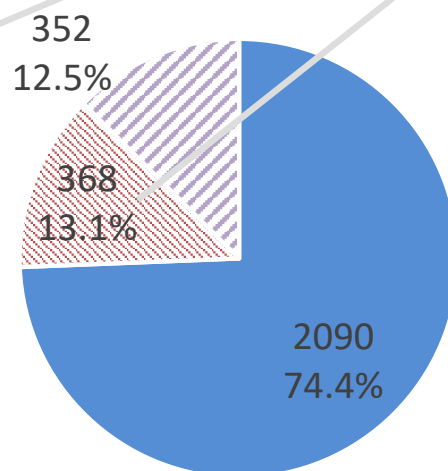
「具体的な機能」を有すること
及び「報告事項」について
院内掲示していること

所定の診療領域ごとの一次診療
の対応可能の有無、いずれかの
診療領域について一次診療を行
うことができること

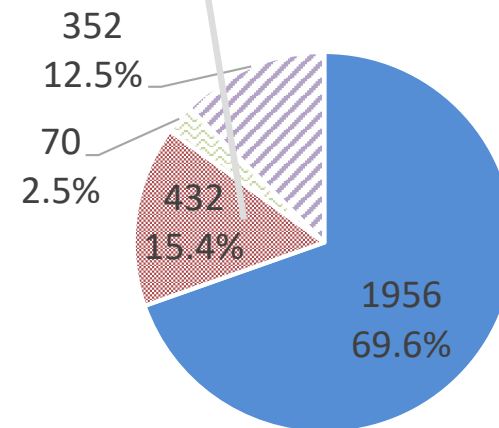
医療に関する患者からの相
談に応じることができること



- 有リ
- 無し(意向無し)
- 無し(意向有リ)
- 未報告・報告中



- いずれかに該当あり
- 該当なし
- 未報告・報告中



- 可能
- 不可(意向無し)
- 不可(意向有リ)
- 未報告・報告中

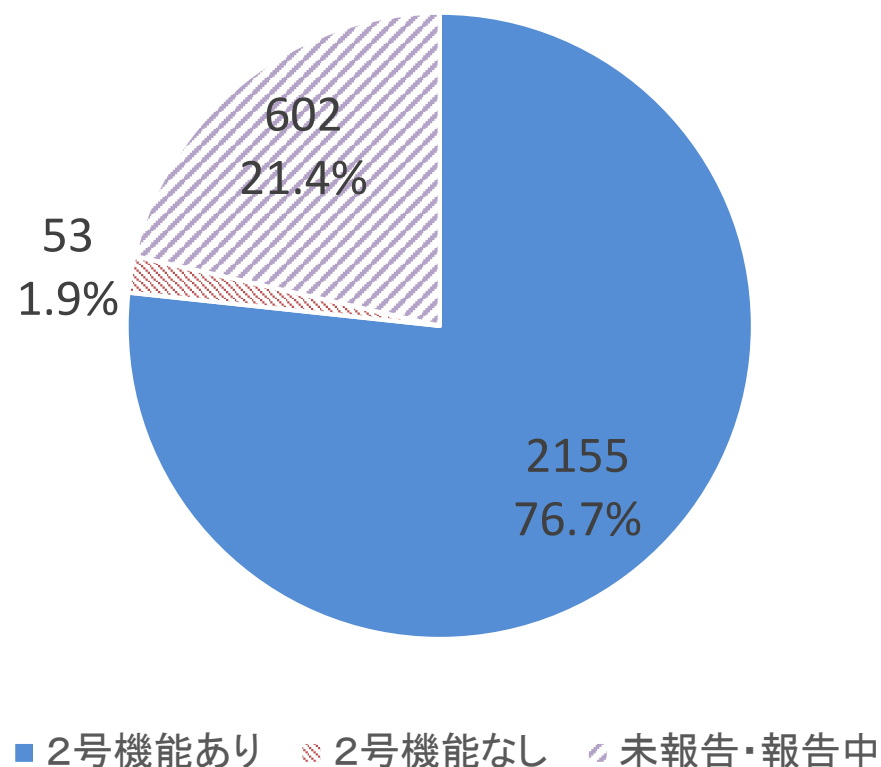
かかりつけ医機能報告（2号機能）の有無

2号機能

(イ) 通常の診療時間外の診療
(ロ) 入退院時の支援
(ハ) 在宅医療の提供
(二) 介護サービス等と連携した
医療提供

上記のうち、いずれかについて
「実施している」あるいは
「実績がある」と、
2号機能を有していることとなる。

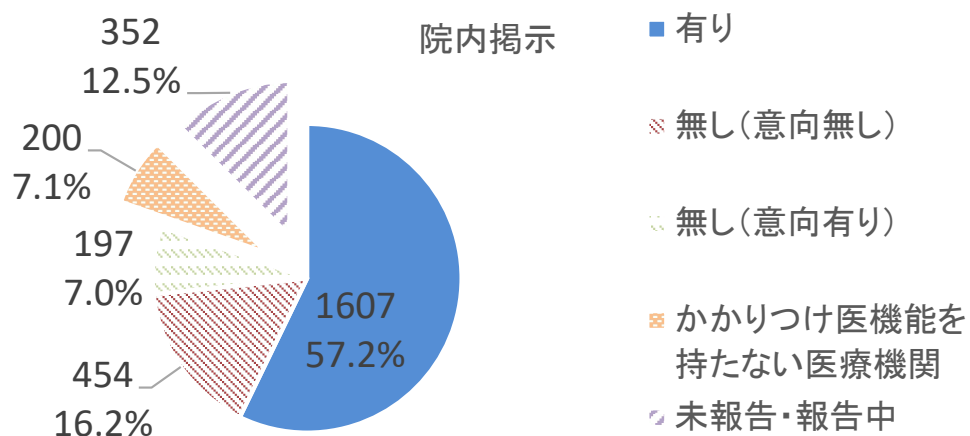
2号機能の有無の割合



総括

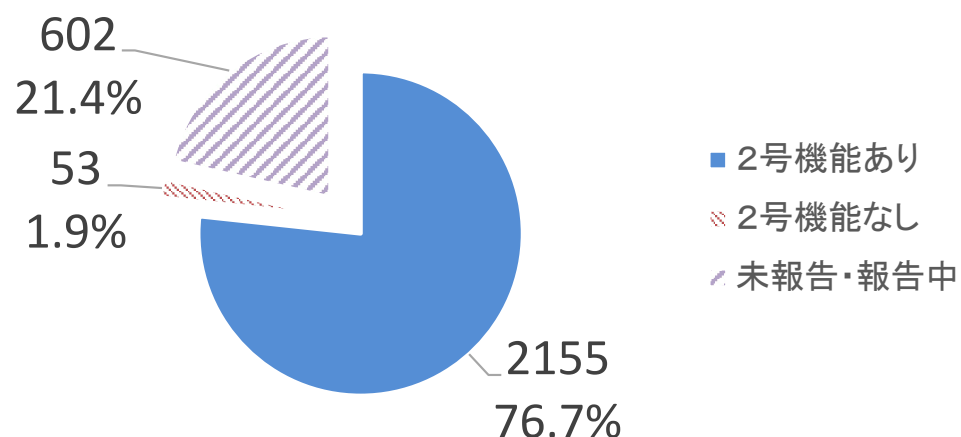
1号機能有りの割合

56.1%



2号機能有りの割合

76.7%



1号機能要件のうち、院内掲示を含め
制度の内容について理解ができていない可能性がある

かかりつけ医機能報告制度の内容について周知徹底し
実態に即した報告をあげていただく必要がある

かかりつけ医機能に係る 地域における協議の場について



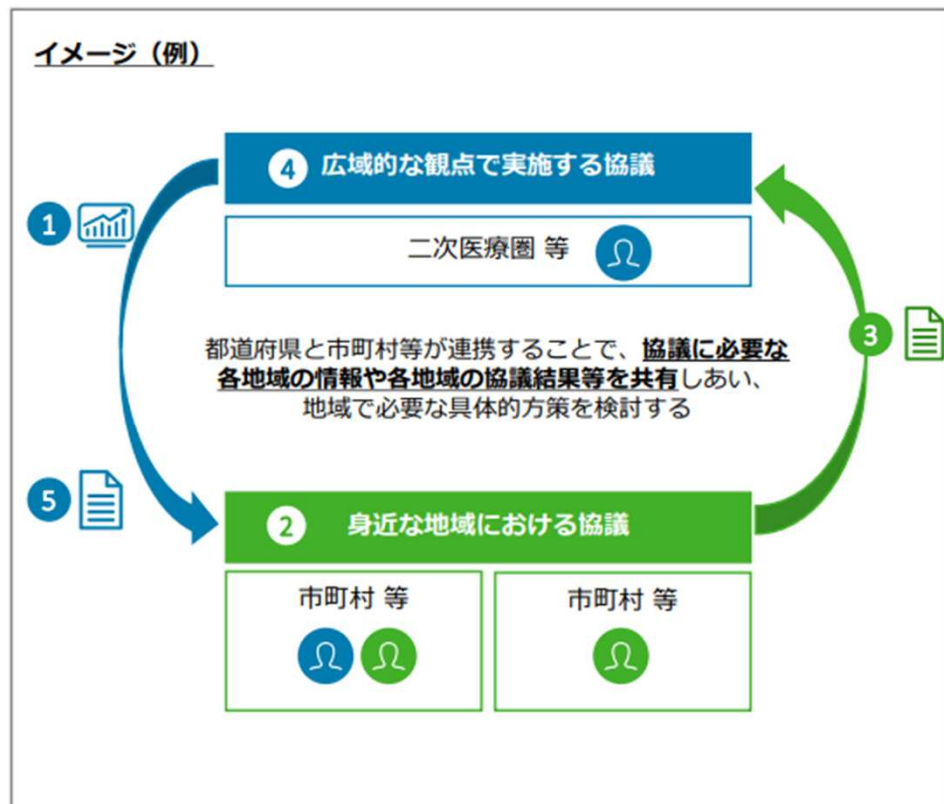
広島県医療政策課

かかりつけ医機能に係る協議の場の進め方について

令和7年12月19日かかりつけ医機能報告制度に係る第5回自治体向け説明会資料（一部改）

- かかりつけ医機能の協議は、身近な地域における医療・介護の実情や不足する機能の課題等を把握した上で、当該課題等を協議に反映し、具体的方策の検討を行うことが重要であると考えています。
- 従って、都道府県が介護や福祉分野の実情等を把握する市町村等とも連携して協議体制を検討することが重要であり、例えば、広域的な観点から検討を行う協議と身近な地域において検討を行う協議について、それぞれの協議の内容を共有しながら、地域において必要な具体的方策等を検討することが考えられます。

かかりつけ医機能に係る協議体制（例）



協議の進め方（例）

No	具体的な実施内容（例）
①	身近な地域における協議へのデータ等の情報提供や協議結果の共有等を依頼 都道府県は、身近な地域の関係者へのヒアリング等により、地域の課題等を把握し、報告データ等も参照して、協議課題を検討。 都道府県は、各地域へ必要な情報提供を行うとともに、協議結果の共有などを依頼。
②	身近な地域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議 都道府県や市町村等は、報告データや市町村等が所持するデータ等も活用しつつ、身近な地域における課題や具体的方策等について協議。 ※市町村等が実施する協議であっても、都道府県は、かかりつけ医機能に係る協議が円滑に行われるよう必要な支援を行う。
③	身近な地域における協議結果の共有 都道府県や市町村等は、身近な地域における協議結果を整理。 都道府県は、当該結果を踏まえつつ、広域的な観点から協議を行うことが望ましい課題等について検討。
④	広域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議 都道府県は、身近な地域における協議結果も踏まえながら、広域的な観点から検討を行うことが望ましい課題等について協議を行う。
⑤	広域における協議の場での協議結果の共有 都道府県は、広域における協議結果を身近な地域における協議へ反映できるよう、身近な地域における協議に共有し必要な調整を行う。

地域の協議の場の検討状況（各市町別）※昨年度ヒアリング終了時点

R7.3/26保健所長・事務所長会議資料（R8.6/8追記）

番号	圏域名 (2次)	圏域名 (在宅医療)	令和8年度における受け皿候補
1	広島	広島市	広島市連合地区地対協「地域医療検討委員会」を活用
2	広島	安芸高田市	市・安芸高田市医師会・JA吉田総合病院で協議
3	広島	安芸太田町	町と安芸太田病院（保健・医療・福祉統括C）で協議
4	広島	北広島町	山県郡医師会と協議
5	広島	府中町	町と府中町医師会で協議
6	広島	海田町	町と海田町医師会とで協議
7	広島	熊野町	町と安芸地区医師会熊野ブロックとで協議
8	広島	坂町	町と坂町医師会とで協議
9	西部	大竹市	具体的な会議体については検討課題を明らかにしてから判断
10	西部	廿日市市	具体的な会議体については検討課題を明らかにしてから判断
11	呉	呉市	呉市地対協の既存会議体を活用
12	呉	江田島市	江田島市地対協の既存会議体を活用
13	広島中央	竹原市	竹原市地域医療介護推進協議会を活用
14	広島中央	東広島市	東広島市在宅医療・介護連携推進会議を活用
15	広島中央	大崎上島町	医療行政懇談会を活用
16	尾三	三原市	地域包括ケア連携推進協議会
17	尾三	尾道市	具体的な会議体は報告結果を見て判断
18	尾三	世羅町	世羅町在宅医療・介護連携推進会議を活用
19	福山・府中	福山市	福山市在宅医療・介護連携推進会議を活用
20	福山・府中	府中市	府中市在宅医療推進センター・サブセンター長会議を活用
21	福山・府中	神石高原町	町と町内医療機関とで協議
22	備北	三次市	保留中
23	備北	庄原市	庄原市地域ケア推進会議医療・介護合同部会を活用

今年度の地域における協議の場について

既存の在宅医療・介護
連携等に関する資料



かかりつけ医機能
データブック

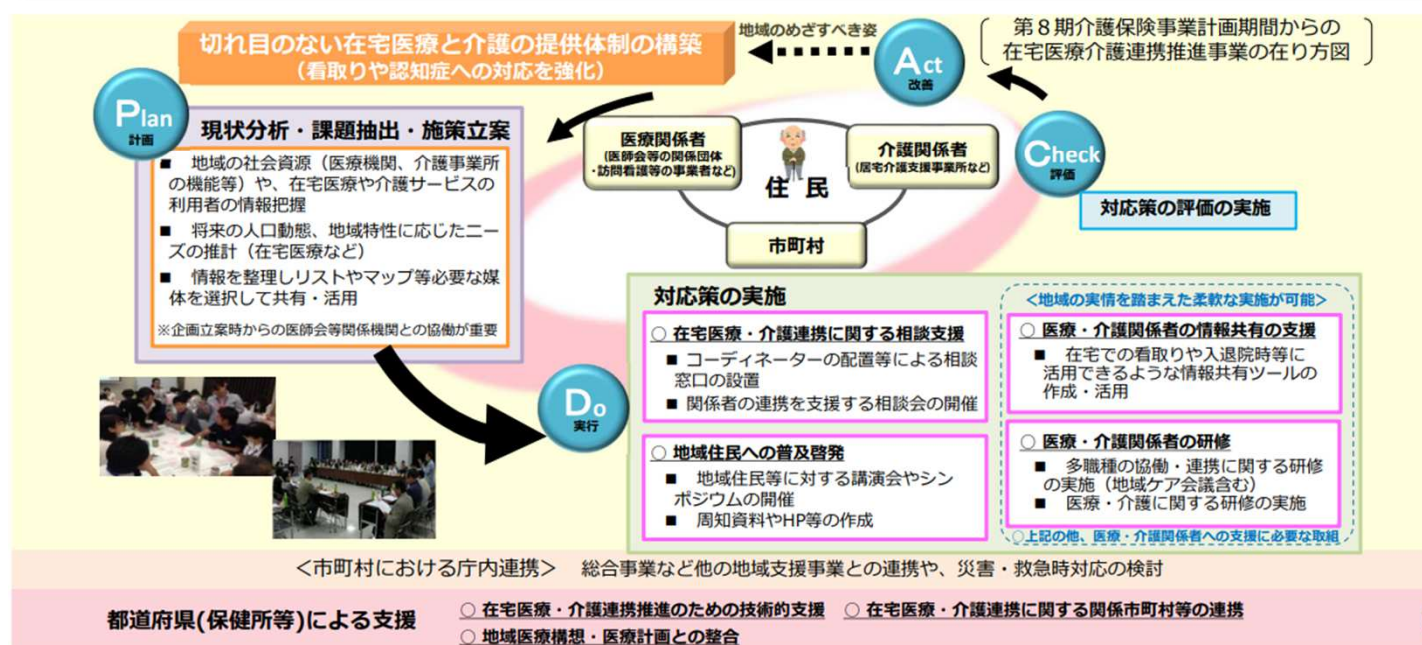
- 市町ごとの集計結果をもとに、人口構造や医療・介護の需要の変化、医療・介護の供給の変化を現状把握するとともに、行政職員や医療従事者から見た時の体感と一致しているか。
- 今後医療需要や介護需要が変化していく中で、どのような受け皿を用意していくか。

今年度は、かかりつけ医機能報告制度が開始され、
初めての協議の場となるため、まずは現状把握から行っていく。

(参考) 在宅医療・介護連携推進事業について

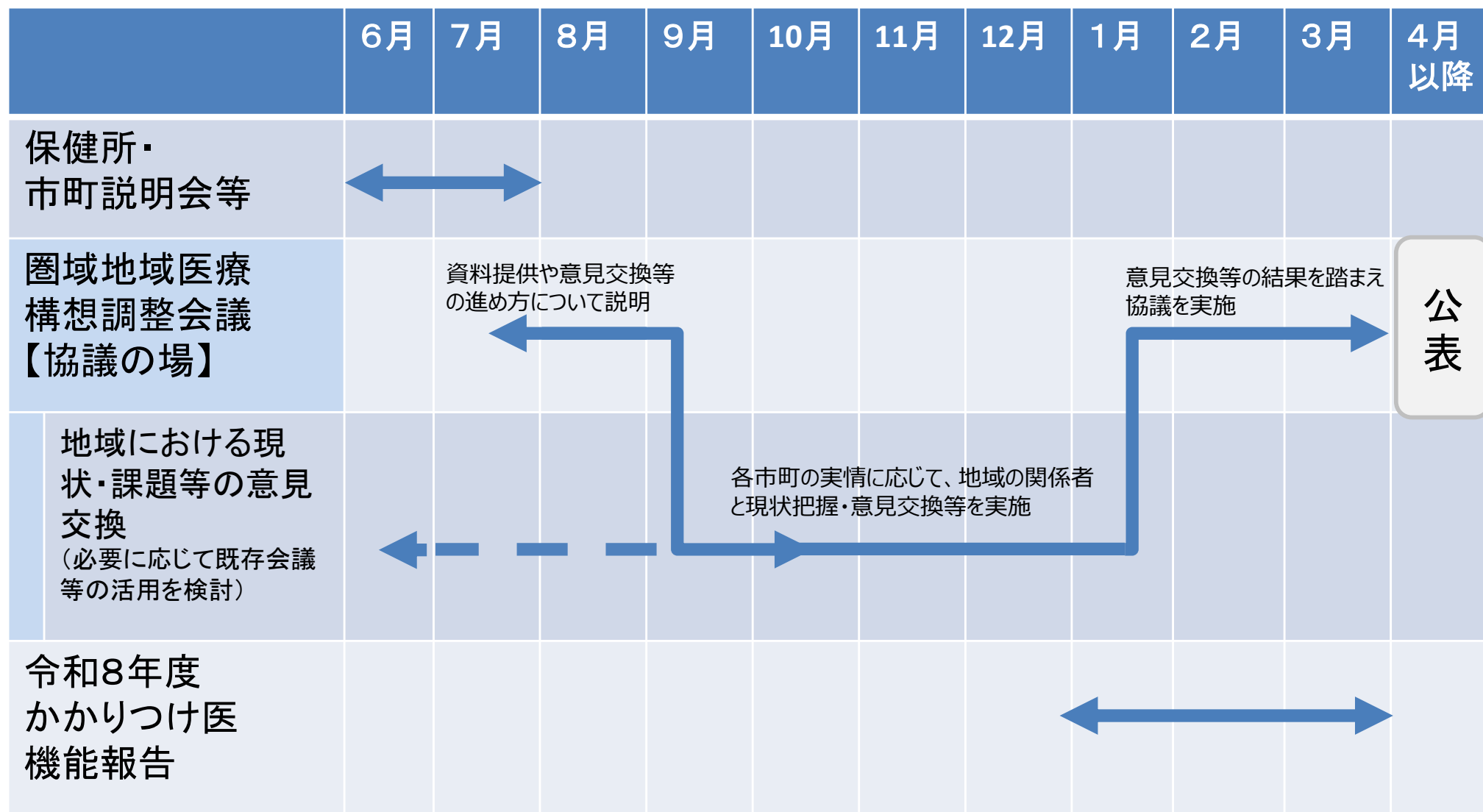
在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。
- 平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。
- 令和2年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。



日ごろから在宅医療・介護連携推進事業において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築のために、PDCAサイクルに沿った取組を行っている

今後のかかりつけ医機能報告に関するスケジュール



※詳細な運用方法や会議体は、各市町や圏域の実情に応じて調整します。

外来医療計画に係る報告について

1 外来医療機能の現況

■地域で不足する外来医療機能

各種データによる比較及び市郡地区医師会や市町へのアンケート調査により、二次保健医療圏ごとに不足する外来医療機能を抽出した。

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	へき地
広島	●	●	●		●	
広島西	●	●	●			
呉	●	●	●			
広島中央	●	●	●			
尾三	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●	●	●	
備北	●	●	●		●	●

※ 不足する機能に●を付している。

2 「外来医療計画」の概要

(1) 目的

- ・外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の適正配置を目指す。
- ・併せて、医療機器(CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備する。

(2) 計画期間

令和6(2024)年度から令和 11(2029)年度までの6年間

(3) 新たに開業する場合の手続き

- ① 県ホームページ等により、2次医療圏ごとの外来偏在指標や地域で不足する外来医療機能の情報を公表する。
- ② 新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出を求める。
- ③ ②の申出書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。

※ 合意の有無や合意内容により、診療所の開設が妨げられるものではない。

(4) 新たに医療機器を購入・更新する場合の手続き

- ① 県ホームページ等により、2次医療圏ごとの医療設備・機器等の配置情報や共同利用方針を公表する。
- ② 新規購入希望者が保健所に許可申請書を提出する際に、共同利用を行うことについての計画の有無や内容に関して共同利用計画書の提出を求める。
- ③ ②の共同利用計画書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。

※ 共同利用の有無や計画内容により、対象医療機器の購入・更新が妨げられるものではない。

※ 尾三圏域においては、CT(PET-CT、SPECT-CTを除く。)の購入・更新に係る共同利用計画書の提出は必要としない。

■地域で不足する外来医療機能を担うことに係る申出書の提出状況について

【対 象】当圏域において、新たに開業する医療機関（法人化や開設者変更等を含む）

【提出のあった期間】令和8年3月1日～令和8年7月31日

【合意する】

病院または診療所の名称	所 在 地	区分	開設年月日	担う外来医療機能
つきおきクリニック	尾道市高須町4808-5	新規開設	令和8年3月7日	初期救急、予防接種、健康診断
医療法人花すみれ会 クレール心療クリニック	三原市城町1-8-1	新規開設	令和8年4月1日	予防接種

【合意しない】

病院または診療所の名称	所 在 地	区分	開設年月日	同意しない理由
該当なし				

（根拠）広島県外来医療計画

■医療機器の共同利用計画書の提出状況について

【対 象】対象の医療機器（MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）を購入する医療機関

【提出のあった期間】令和8年3月1日～令和8年7月31日

【合意する】

病院または診療所の名称	所 在 地	種別	設置年月日	共同利用の方法	相手方 医療機関
つきおきクリニック	尾道市高須町4808-5	マンモグラフィ	令和8年3月9日	連携先の病院又は診療所からの患者受入、画像情報及び画像診断情報の提供	共同利用の申し出があった医療機関
JA尾道総合病院	尾道市平原一丁目10-23	MRI	令和8年3月30日	連携先の病院又は診療所からの患者受入、画像情報及び画像診断情報の提供	共同利用の申し出があった医療機関

【合意しない】

病院または診療所の名称	所 在 地	種別	設置年月日	共同利用を行わない理由	相手方 医療機関
該当なし					

（根拠）広島県外来医療計画